

III 景観形成の配慮事項

1. 項目別の配慮事項

「景観形成の配慮事項」は、景観計画に定める景観形成基準に基づき、行為の内容や項目により、その考え方や配慮すべきポイントなどをまとめています。下表に示す景観形成基準にあわせて、ガイドライン項目の該当ページを確認してください。

項 目		景観形成基準	ガイドライン内容 (右は該当ページ)		
1	配置 ・ 規模	・大山の眺望や広がりのある田園風景等の地域固有の景観特性を阻害しない配置・規模とする。	①	自然景観や眺望への配慮	P10
		・建築物及び工作物の高さや位置は、まちなみの連続性に配慮するとともに、ゆとりのある空間を確保する。	②	a まちなみの連続性やゆとりある空間の確保	P11
				b ゆとりと潤いある沿道空間の確保	P12
2	形態 ・ 意匠	・自然や歴史・文化を感じる景観を有する地域では、これらとの調和に配慮した形態・意匠とする。	①	a 地域の歴史・文化との調和	P13
				b 地域の自然との調和	P14
		・屋外の設備や階段等は、建築物本体と一体的な外観とするなど、周囲からの見え方を工夫する。	②	単体施設のまとまりへの配慮	P15
		・長大な壁面は、分割・分節するなど、単調さや圧迫感を与えないよう工夫する。	③	動きのある壁面デザインの活用	P16
3	素材	・各地域の特性を踏まえ、周辺に配慮した素材を活用する。特に、地域で親しまれている景観資源等の周辺では、自然素材を用いるなどその調和に配慮する。	①	周辺環境に配慮した素材の活用	P18
		・光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺景観への影響を考慮し、使用方法を工夫する。	②	光沢、反射性の高い素材への配慮	P19
4	色彩	・使用する色彩は、別表1～3に示す基準に適合することに加え、山なみや田園風景、市街地など、伊勢原らしさを感じられる「やま」「おか」「まち」「さと」の地域ごとに異なる色彩環境への調和に配慮する。	①	地域の色彩との調和 (別表は P28-29 参照/ 地域ごとの色彩誘導は P21-25 参照)	P20
		・周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩や、複数の色を組み合わせた複雑な模様などの使用を控える。また、使用する色彩の数はできる限り少なくする。	②	突出した色彩や模様への配慮	P26
		・補助色やアクセント色を使用する場合は、施設全体の色彩との調和に配慮しつつ、小面積で効果的な活用となるよう工夫する。	③	補助色やアクセント色への配慮	P27

景観形成基準とは

- ・良好な景観を形成するため、建築物の新築等や工作物の新設等をはじめ、開発行為等を行おうとする際に、市全域で共通して守る景観まちづくりの基準

項 目		景観形成基準	ガイドライン内容 (右は該当ページ)		
5	緑化・ 外構等	・周辺の緑との一体的・連続的な空間の創出に努め、道路などの公共空間から見える場所を中心に、周囲に潤いを与える効果的な緑化を行う。	①	敷地・沿道緑化への配慮	P31
		・生育の良好な既存樹木がある場合には、修景に生かすよう努める。	②	良好な既存樹木への配慮	P32
		・垣又は柵を設置する場合は、できる限り透過性のある素材を使用し、設置高さ、視線の抜けなどに配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。	③	敷地境界部への配慮	P33
		・駐車場や自転車置場、ごみ置場、屋外設備などを設置する場合は、道路など公共空間からの見え方やまちなみの連続性を分断しないよう配慮する。	④	駐車場や屋外設備などへの配慮	P34
6	造成等	・地形の改変は必要最小限とし、開発に伴って生じる法面は、できる限り緩やかな勾配とする。	①	地形との調和	P35
		・擁壁は、勾配のあるものの使用や化粧仕上げ、前面の緑化等の工夫により圧迫感の軽減に努める。ただし、道路などの公共空間から容易に望み見られることのないものである場合は、この限りではない。	②	擁壁デザインへの配慮	P36
7	土石等の堆積	・堆積物は整然と積み上げ、極力周辺から見えにくい高さ・配置とする。	①	堆積方法などへの配慮	P38
		・周辺の景観を阻害しないように配慮するとともに、周囲を適切に修景する。	②	行為地の遮へいへの配慮	P39
8	その他	・広告物は、まちなみと調和するよう配置や形状を工夫するとともに、周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩の使用を控える。また、建築物本体と一体的に計画するなど見え方を工夫する。	①	a 広告物の形態や色彩への配慮	P40
				b 広告物の掲出方法への配慮	P41
				c 本体と広告物の調和	P42
		・広告物は、商業地を除き光の拡散や点滅するネオン、液晶パネル等の使用を控える。 ・照明施設は、光量や光源の向きなど、周辺環境に与える影響に配慮する。	②	照明への配慮	P43

※景観重点地区に指定された地区については、景観形成基準が別途定められることがあります。

項目	1-配置・規模	内容	①自然景観や眺望への配慮
----	---------	----	--------------

景観形成基準

・大山の眺望や広がりのある田園風景等の地域固有の景観特性を阻害しない配置・規模とする。

配慮すべきポイント

大山やそれに連なる山なみ、また、さとの地域を中心に広がる田園風景など、本市の景観特性を生かしていくため、眺望の確保や山なみなどとの調和を図ります。

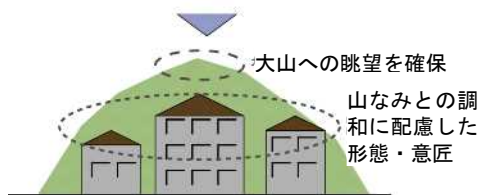
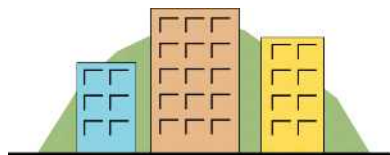
《ポイント》

- 背景となる山なみなどへの眺望を阻害しないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫する。
- 山あいや丘陵地などでは、施設が目立たないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫する。
- 広がりのある田園の眺望を阻害しないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫する。

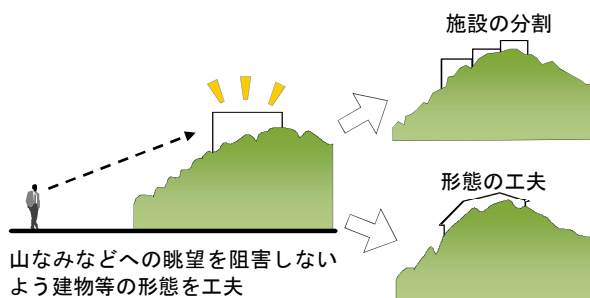
ガイドライン

配慮事例等

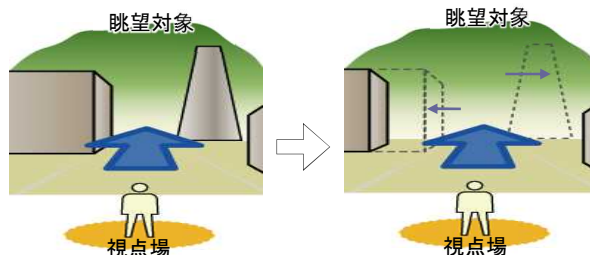
○山なみへの眺望景観に配慮した建物などの形態・意匠等の工夫のイメージ



○樹林地の中で目立ちすぎないように、配置や高さ、屋根の形態などに配慮した建物（栃木県）



○田園風景に配慮し、高さを抑え、屋根の形態などを工夫した建物（富山県）



眺望対象への眺めを妨げないよう中高層建築物、大規模工作物などの配置への配慮

項目	1-配置・規模	内容	②-a まちなみの連続性やゆとりある空間の確保
----	---------	----	-------------------------

景観形成基準

- ・建築物及び工作物の高さや位置は、まちなみの連続性に配慮するとともに、ゆとりある空間を確保する。

配慮すべきポイント

まちなみ景観を形成する上で建築物などの配置・規模などは地域の景観に大きな影響を与えます。

そのため、地域の特性や場所を十分に考慮した配置・規模にするとともに、まちなみの連続性にも配慮し、周辺景観や自然環境との調和を図ります。

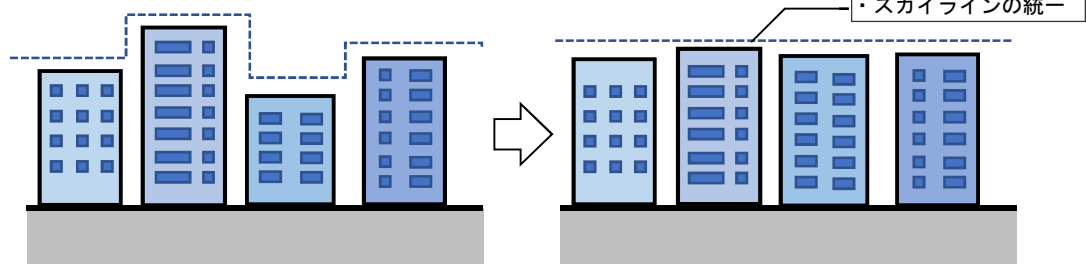
また、壁面の位置や建物の配置などを工夫し、隣地、隣棟境界から適切な距離を確保することにより、ゆとりあるまちなみ景観の形成を図ります。

《ポイント》

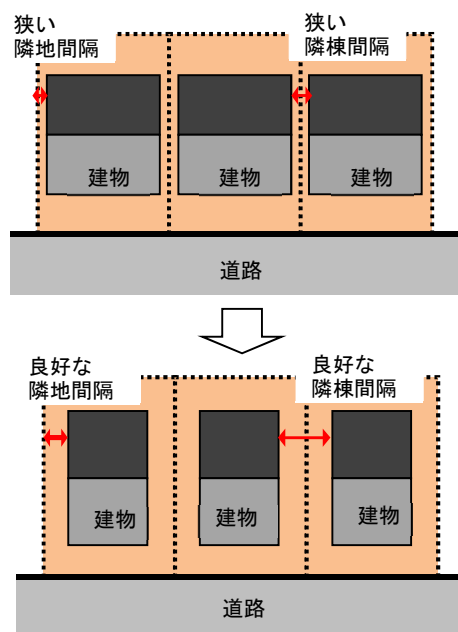
- 周囲から突出した建物等とならないようにできる限り高さを抑えるとともに、沿道では連続性に配慮して、スカイラインを揃えるなどの工夫を行う。
- 良好な隣地、隣棟間隔の確保により、ゆとりあるまちなみ景観の形成に努める。

ガイドライン

- 隣接する建物等のスカイラインを揃えることにより、まちなみの連続性に配慮したイメージ



- 良好な隣地、隣棟間隔により、ゆとりある空間を確保したイメージ



- 隣棟間隔が確保されたゆとりあるまちなみ景観（東京都）



項目	1-配置・規模	内容	②-b ゆとりと潤いある沿道空間の確保
----	---------	----	---------------------

景観形成基準

- ・建築物及び工作物の高さや位置は、まちなみの連続性に配慮するとともに、ゆとりのある空間を確保する。

配慮すべきポイント

周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないように、道路などの公共空間からの後退に努め、緑化等を行うことにより、その軽減を図ります。

《ポイント》

- 道路などの公共空間からの後退に努め、ゆとりある空間の確保に努める。
- 道路などの公共空間に面した敷地には、積極的に生垣や樹木を配置する。
- 歩道との仕上げをそろえ段差をなくすなど、道路や隣接地との連続性や一体感の創出に努める。
- 歩行者空間と一体となる後退した敷地部分は、塀やチェーン、自販機その他の施設を設置しないよう努める。

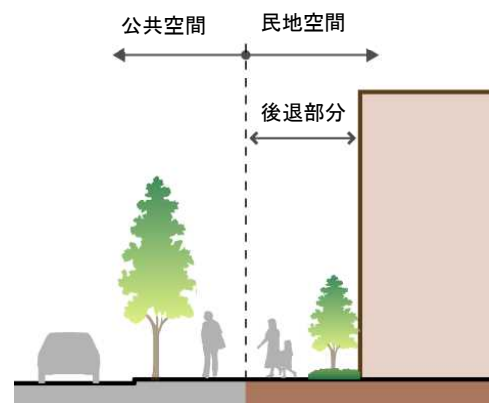
ガイドライン

配慮事例等

○一体的な歩行空間となっている敷地の後退部（伊勢原市）



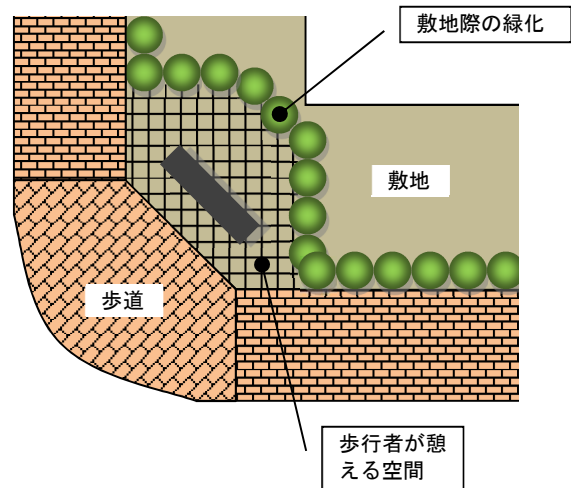
○壁面後退により確保された、ゆとりある歩行者空間のイメージ



○建物の後退部と歩道の仕上げをそろえ、段差をなくし、緑化を行った外構デザイン（福岡県）



○交差点や角地に歩行者が憩える空間づくりのイメージ



項目	2-形態・意匠	内容	①-a 地域の歴史・文化との調和
----	---------	----	------------------

景観形成 基準	・ 自然や伝統・文化を感じる景観を有する地域では、これらとの調和に配慮した形態・意匠とする。
------------	--

配慮すべきポイント	市内では、地域ごとに大切にされてきた歴史・文化を感じる景観が存在しています。これらの景観は、地域の個性や魅力として、また、地域の成り立ちを今に伝える都市の記憶として親しまれているものです。 こうした歴史・文化を感じる景観を有する地域では、これらとの調和を図ります。 《ポイント》 ■ 地域の歴史や文化を伝える景観資源を活用し、個性ある景観づくりに活用する。 ■ 地域の伝統的なデザインの保全や活用により、個性あるまちなみ景観の形成に努める。
	○ 町屋の伝統的な形態・意匠（瓦屋根、庇、軒入り）を取り入れた建物（埼玉県） ○ 地域の歴史を考慮したデザインにより、整備された商店街のまちなみ（山梨県） ○ 地域の伝統的なまちなみに配慮した建物イメージ 建物デザインやフェンス、塀などが地域の伝統的なまちなみと調和しないイメージ 和を取り入れた建物デザインや生垣、玉垣などを使用した境界部、勾配屋根により地域の伝統的なまちなみと調和したイメージ

ガイドライン	市内では、地域ごとに大切にされてきた歴史・文化を感じる景観が存在しています。これらの景観は、地域の個性や魅力として、また、地域の成り立ちを今に伝える都市の記憶として親しまれているものです。 こうした歴史・文化を感じる景観を有する地域では、これらとの調和を図ります。 《ポイント》 ■ 地域の歴史や文化を伝える景観資源を活用し、個性ある景観づくりに活用する。 ■ 地域の伝統的なデザインの保全や活用により、個性あるまちなみ景観の形成に努める。
	○ 町屋の伝統的な形態・意匠（瓦屋根、庇、軒入り）を取り入れた建物（埼玉県） ○ 地域の歴史を考慮したデザインにより、整備された商店街のまちなみ（山梨県） ○ 地域の伝統的なまちなみに配慮した建物イメージ 建物デザインやフェンス、塀などが地域の伝統的なまちなみと調和しないイメージ 和を取り入れた建物デザインや生垣、玉垣などを使用した境界部、勾配屋根により地域の伝統的なまちなみと調和したイメージ

項目	2-形態・意匠	内容	①-b 地域の自然との調和
----	---------	----	---------------

**景観形成
基準**

・自然や伝統・文化を感じる景観を有する地域では、これらとの調和に配慮した形態・意匠とする。

配慮すべきポイント

市内では大山をはじめ、田園風景など、自然を感じる景観が多く存在しています。これらの景観を地域の個性や魅力として有する地域が数多くあります。

こうした自然を感じる景観を有する地域では、これらとの調和を図ります。

《ポイント》

- 周辺の自然景観となじむよう壁面や屋根の形態及び意匠を工夫する。
- 市街地では、背景の山なみや周囲の緑との調和に配慮し、暖かみのあるまちなみ景観の形成に努める。

ガイドライン
配慮事例等

○自然景観との調和に配慮した屋根形状や壁面デザイン（栃木県）



○自然との調和に配慮し、地場産の木材を使用した建物（東京都）



○自然景観との調和に配慮し、木材、石などの素材を用いて、曲線的なデザインとすることで柔らかい印象としている建物（栃木県）



○周囲の山なみ景観に配慮し、高さを抑え、木材を基調にした建物（栃木県）



項目	2-形態・意匠	内容	②単体施設のまとまりへの配慮
----	---------	----	----------------

**景観形成
基準**

・屋外の設備や階段等は、建築物本体と一体的な外観とするなど、周囲からの見え方を工夫する。

**配慮
すべき
ポイント**

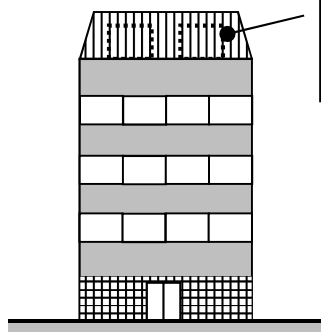
単体施設については、全体のバランスの取れた形態及び意匠となるよう工夫をするとともに、付帯設備について、壁面の立ち上げ（パラペット）やルーバーなどの目隠し措置を講じるなどの工夫を行い、建築物と一体的なデザインとすることで施設としてのまとまりを演出し、周辺のまちなみとの調和を図ります。

《ポイント》

- 施設デザインについては、過剰な装飾を控え、各部分と全体のバランスの取れた形態及び意匠となるよう工夫する。
- 屋上に設置する設備機器などは、通りから見えにくい配置とするとともに、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。
- 室外機等は、外壁面に露出させない工夫や建築物との一体的なデザインとなるよう工夫する。
- 屋外階段、配管設備などは、外壁面に露出させない工夫をする。

**ガイド
ライン**
**配慮
事例等**

○設備機器等を建物との一体的なデザインや遮へいにより目立たなくしたイメージ



設備機器等を
隠し、目立た
ないようにする

○建物と一体的なデザインとなっている屋外階段（兵庫県）



○屋上の設備機器等を、壁面の基調色と同系色の遮へいにより覆い、建物との一体感を創出するとともに道路側から見えにくくした事例（伊勢原市）



○外壁の色彩にあわせた配管等の設備（伊勢原市）



項目	2-形態・意匠	内容	③動きのある壁面デザインの活用
----	---------	----	-----------------

**景観形成
基準**

- ・長大な壁面は、分割・分節するなど、単調さや圧迫感を与えないよう工夫する。

**配慮
すべき
ポイント**

まちなみ景観を形成する上で建築物などの形態・意匠などは地域の景観に大きな影響を与えます。

そのため、地域の特性を十分に考慮したデザインにするとともに、まちなみの連続性にも配慮し、周辺景観や自然環境との調和を図ります。

《ポイント》

- 窓、ベランダ、軒、屋根などの形態及び意匠を工夫し、まちなみの連続性を創出する。
- 長大な壁面は、分割・分節するなど、単調さや圧迫感を与えないよう工夫する。

**ガイド
ライン**
**配慮
事例等**

○隣接する建物などの壁面デザイン（低層部分、開口部等）や高さ等を揃えることにより、まちなみの連続性に配慮したイメージ



○勾配屋根や共有部、バルコニーなどの形状を変化させることで、動きのある壁面等を演出した建物（栃木県）



○色調や高さを隣接する建物に合わせ、まちなみの連続性に配慮しつつ、壁面のデザインに変化をつけることで、圧迫感を軽減した建物（伊勢原市）



項目	2-形態・意匠	内容	④施設群のまとまりへの配慮
----	---------	----	---------------

**景観形成
基準**

・一団地や同一敷地内における複数の施設は、まとまりを持った形態・意匠とする。

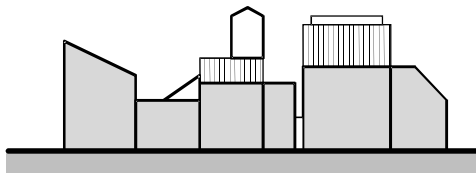
配慮すべきポイント

同一敷地内に複数の施設がある場合は、施設の配置や規模、高さや屋根形状、壁面のデザインなどを工夫することで、一団のまとまりのある景観をつくり、周辺のまちなみとの調和を図ります。

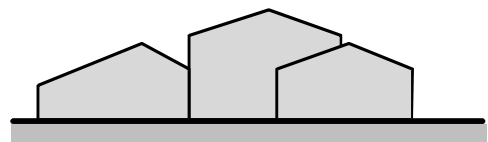
《ポイント》

■一団地内では、施設の配置や規模、高さや屋根形状、壁面のデザインなどの工夫により、まとまりのある景観をつくる。

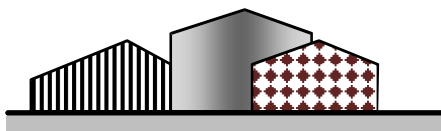
○一団のまとまりある景観づくりに配慮したイメージ



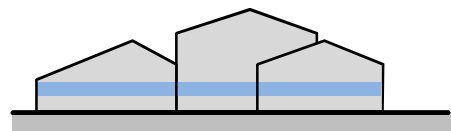
配置や規模、形態に統一感がない施設群



配置や規模、形態に配慮した施設群



統一感のない壁面デザインの施設群



一体感のある壁面デザインの施設群

○複数の施設の配置や規模、屋根形状などを工夫し、一団のまとまりをつくった事例（群馬県）



○複数の施設の高さや壁面の色彩を統一し、一団のまとまりをつくった事例（伊勢原市）


ガイドライン
配慮事例等

項目	3-素材	内容	①周辺環境に配慮した素材の活用
----	------	----	-----------------

景観形成基準

- ・各地域の特性を踏まえ、周辺に配慮した素材を活用する。特に、地域で親しまれている景観資源等の周辺では、自然素材を用いるなどその調和に配慮する。

配慮すべきポイント

建築物の外壁や塀などは、使用される素材のもつ質感の違いにより、まちなみの景観に大きな影響を与えます。特に、自然や歴史・文化を感じる景観を有する地域では、石や木などの自然素材などが地域の景観特性となっています。

こうした景観特性を有する地域では、それら地域素材の活用に努めます。

また、年月の経過の中でも機能や質感が維持され、周辺景観になじむ耐久性及び耐候性に優れた素材の使用に努めます。

《ポイント》

- 歴史・文化を感じる場所では、景観特性となっている地域素材の活用に努める。
- 自然豊かな場所では、木材等の自然素材を活用し、周辺の自然景観との調和を図る。
- 質感を維持しやすい、地域の景観となじむ素材の使用に努める。
- 耐久性及び耐候性に優れるとともに、メンテナンス（洗浄や補修など）が容易な素材の使用に努める。

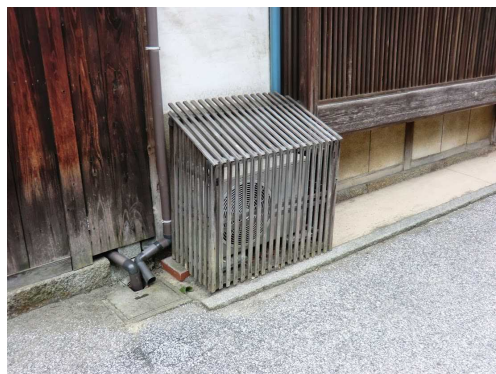
ガイドライン

配慮事例等

○地域性や風合いを演出する素材（木材）を活用した外壁（大分県）



○屋外設備の目隠しに歴史的まちなみに調和するよう木質系の素材の活用（香川県）



○年月の経過の中でも、周辺景観との調和が保たれている外壁（東京都）



○景観特性となっている玉垣のあるまちなみ（伊勢原市）



項目	3-素材	内容	②光沢、反射性の高い素材への配慮
----	------	----	------------------

景観形成
基準

- ・光沢性のある素材や反射光の生じる素材は、周辺景観への影響を考慮し、使用方法を工夫する。

配慮すべきポイント

建築物等に使用される外装材が多様化しています。特に、ガラスや金属素材を使用した外装材の多様化が進み、それらの素材の光沢や反射などの現象が不快と感ずることもあります。

そのため、光沢、反射性の高い素材等を使用する場合は、各地域の景観特性を踏まえ、周囲に配慮しながら、まちなみとの調和を図ります。

《ポイント》

- 光を反射する金属やガラス等の素材を使用する場合は、周辺の景観に対する影響を十分に考慮した上で、その使用方法を工夫する。

○光沢性や反射性の高い素材の使用による見え方の変化

全面で使用した場合は映り込みや太陽光等による反射が強い



全面での使用を控え、映り込みや太陽光等による反射を軽減したイメージ



- 全面でのガラスの使用を控え、壁面の一部を緑化することで、周囲からの見え方に配慮したデザイン（東京都）



- 周囲からの見え方に配慮し、反射性や透過性の高い素材の使用を控え、ガラス（上部）、金属素材（下部）を使用したデザイン（千葉県）



- 自然景観への違和感を抑えるため、金属やガラスの使用範囲を工夫したデザイン（富山県）



ガイドライン

配慮事例等

項目	4-色彩	内容	① 地域の色彩との調和
----	------	----	-------------

景観形成基準

- ・使用する色彩は、別表1～3に示す基準に適合することに加え、山なみや田園風景、市街地など、伊勢原らしさを感じられる「やま」「おか」「まち」「さと」の地域ごとに異なる色彩環境への調和に配慮する。

大きな面積を占める外壁や屋根などの色彩は、周辺の景観に与える影響が大きくなります。このため、自然景観の中では自然の色彩との調和に配慮し、市街地では周辺の建築物と色彩をそろえるなど、地域特性やまちなみの連続性や一体感の創出への配慮が求められます。

こうしたことから、使用する色彩については、景観計画別表1～3の基準（P28-29）に適合することに加え、「地域別の色彩誘導（P21-25）」に基づいたものとし、伊勢原らしさを感じられる「やま」「おか」「まち」「さと」の地域別に異なる色彩環境への調和を図ります。

《ポイント》

■工作物等の色彩は、地域特性を配慮しつつ、こげ茶系やグレー系などの周辺環境に溶け込みやすい色彩の使用により、自然景観や市街地のまちなみとの調和を図る。

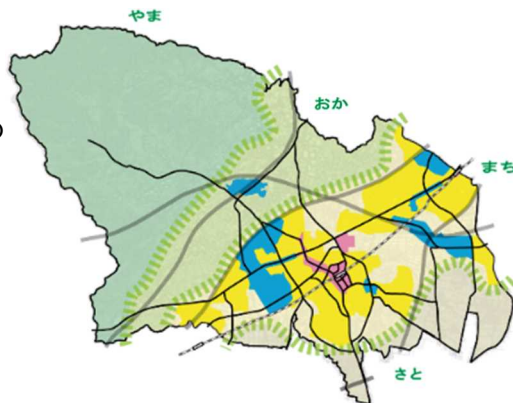
■下記手順で、地域にふさわしい色彩の使用を検討し、地域の色彩環境への調和を図る。

① 該当する地域と周辺環境の確認

○右図：地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針図（P5 参照）

※各地域の境界付近では、隣接する地域の色彩誘導の考え方にも配慮する。

やま	おか	まち	さと
住居系市街地	工業系市街地		
商業系市街地	幹線道路		



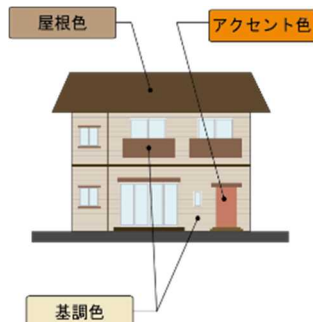
② 「地域別の色彩誘導」の確認

○右表に記載の「地域別の色彩誘導」該当ページを確認し、地域別に異なる色彩環境への調和を図る。

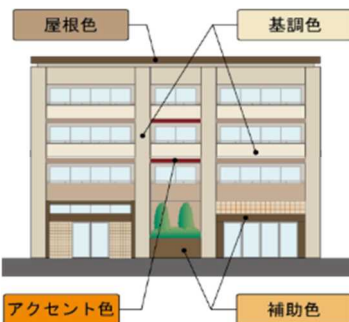
地域別の色彩誘導	該当ページ
「やま」「おか」	P21
「まち（商業系市街地）」	P22
「まち（住居系市街地）」	P23
「まち（工業系市街地）」	P24
「さと」	P25

③ 色彩の区分と使用許容面積の確認（詳細は P28 別表 1 を参照）

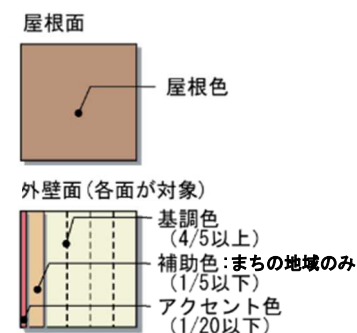
○やま/おか/さと地域の色彩区分



○まち地域の色彩区分



○色彩区分ごとの使用許容面積



地域別の色彩誘導①

地域

「やま」「おか」

色彩景観の現況

- 山なみに広がる緑は、視点場から対象物までの距離や陽のあたり方によって、様々な表情を見ることができます。
- 樹林などは、夏は鮮やかな緑が中心となりますが、秋には紅葉により暖かい色合いが強まり、四季により大きく表情が変化します。
- 当該エリアは、紅葉や土壌の色など自然色も多く存在するため、赤や黄系統の暖かみのある色彩については馴染みやすい一方で、青や紫系統の冷たさを感じる色彩や極端に明るい（白系）色や暗い（黒系）色は山間部や丘陵地等ではあまり存在しないため、周囲に違和感を与えることがあります。



色彩誘導の考え方と当該地域と調和しやすい色彩の例

- 山間部や丘陵地の緑を中心に、自然が身近に感じられる地域のため、土や石、木々の緑などの自然色にとけ込むような色彩が望まれる。また、四季を通し変化する自然景観に違和感のないよう、明度4以上8以下程度・彩度3以下程度の控えめな色彩を基調とするよう努める。
- 背景となる緑などに対して、B(青)やBP(青紫)といった寒色系の色相は、違和感を覚えることから、これらの色彩の使用は控え、暖色系（R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)）の穏やかな色彩を使用し、豊かな自然の緑を生き生きと見せるよう努める。
- 屋根面は、起伏のある地形により、多くの場所から眺望可能なため、背景となる緑や旧来からのまちなみから突出しない、暖色系の彩度3以下程度の色彩とする。

【調和しやすい色彩の例】

※記号はマンセル値

5YR7.0/2.0

7.5YR6.0/2.0

10YR7.0/2.0

2.5Y7.0/2.0

5Y6.0/2.0

5YR6.0/2.0

7.5YR5.0/3.0

10YR6.0/4.0

2.5Y5.0/3.0

5Y5.0/2.0

- 自然の緑との調和に配慮し、低彩度色を使用した建物（栃木県）



- 自然の緑との調和に配慮し、控えめな色彩とした茶系の防護柵（栃木県）



色彩誘導のイメージ

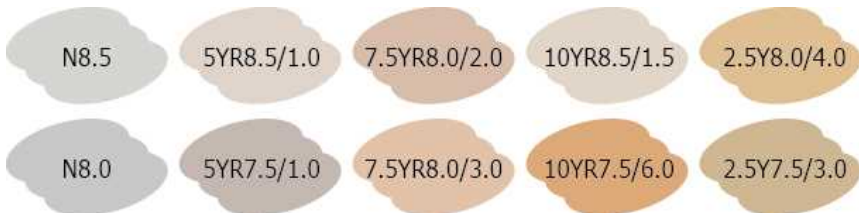
【誘導前】



【誘導後】



地域別の色彩誘導②

地域	「まち」	周辺の土地利用	商業系市街地
色彩景観の現況			
○市の中心地の伊勢原駅周辺では、中高層や低層の建物が混在しており、様々な形態・色が使用され、雑然としたイメージとなっています。 ○愛甲石田駅周辺では低層や中低層の建物が多く、国道が近接しているため、コーポレートカラーを使用したロードサイド型の店舗が見られます。 ○中央通り（県道61号）周辺では、規模・用途の異なる建物が建ち並び、互いの個性を競い合うように様々な色使いの建築物や広告が見られ、雑然としたイメージとなっています。			
色彩誘導の考え方と当該地域と調和しやすい色彩の例			
○中高層建築物の低層部以外の壁面においては明度6以上程度とし、圧迫感の軽減を図る。また、周辺との調和や見え方に配慮して、暖色系（R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)）や無彩色（N）の色彩を基調とし、光を反射しやすい極端に明度の高い（白い）色調を使用する場合は、周辺への光の影響を十分に考慮し、使用範囲や素材などを工夫する。 ○建築物の低層部や特定の部材等に補助色やアクセント色を小さな面積で効果的に用いることで、各店舗や建築物の個性や魅力の表現に努める。また、色相については、基調色や街路樹の緑、周囲の建物とのバランスに配慮した効果的な配色を行う。 ○まち中に多くの色が氾濫しないよう、多数の色の使用を控え、できる限りシンプルで洗練された配色によって市内中心部の風格を演出する。			
【調和しやすい色彩の例】 ※記号はマンセル値			
			
○低～中彩度の基調色を使用し、赤や青などのアクセントカラーによりにぎわいや楽しさを創出した商業地の建物（神奈川県）			
色彩誘導のイメージ			
【誘導前】		【誘導後】	
			

地域別の色彩誘導③

地域	「まち」	周辺の土地利用	住居系市街地
----	------	---------	--------

色彩景観の現況

- 土地区画整理事業等により計画的に開発された住宅地では、建築物の基調色が暖かみのある色調で統一され、宅地内の植栽と調和して落ち着いた景観となっている例も見られます。
- 従来からある住宅地では、建築物の形態や色彩が多種多様で、にぎやかさはある一方で、住宅地としての落ち着きに欠けているところも見られます。
- 長大になりがちな中高層の集合住宅の外壁面には、同系色で明度差をつけるなど色を効果的に使い、視覚的な変化をつける工夫をしているものも多く見られます。
- 住宅地内の中心的な道路には街路樹などが大きく育ち、歩道部分の多くはグレー系のアスファルト舗装で、落ち着いた歩道空間となっています。



色彩誘導の考え方と当該地域と調和しやすい色彩の例

- 住宅が建ち並ぶ住宅地では、落ち着いたまちなみとするために、周辺建築物の色彩との調和にも留意する必要がある。
- 住宅地は日常生活の場であり、際立って目立つことなく、飽きのこない、落ち着いた色彩が望まれる。原則、外壁基調色は、暖色系（R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)）は彩度3以下程度、その他の色相は彩度2以下程度に抑えるように努める。
- 住宅の壁面など人の目に入りやすい部分の色彩は、明度4以上程度とすることで、明るく快適なまちなみとすることが望まれる。
- 基調色と同色相の補助色をフレームや建具、開口部など用いることで、建築物の表情に変化をつけると同時に建物全体の色調をまとめることに効果的である。
- マンションなど長大な壁面により、単調になりやすい施設などは、同色相で明度差をつけるなどの工夫により、変化のある壁面を演出する。
- 屋根面については、落ち着いた住宅地のまちなみから突出しない、暖色系の明度4以上6以下程度、彩度3以下程度の色彩とする。
- ストリートファニチャーや舗装面などの色彩を宅地内の植栽や街路樹の緑と調和した暖色系の彩度3以下程度でそろえることで、落ち着いたまちなみを演出する。

【調和しやすい色彩の例】
※記号はマンセル値

7.5YR8.0/2.0

10YR8.5/0.5

10YR7.5/1.0

10YR6.0/1.5

2.5Y8.0/3.0

7.5YR6.0/2.0

10YR8.0/2.0

10YR7.0/3.0

2.5Y8.5/1.0

2.5Y7.0/2.0

色彩誘導のイメージ

【誘導前】



【誘導後】



地域別の色彩誘導④

地域	「まち」	周辺の土地利用	工業系市街地
----	------	---------	--------

色彩景観の現況

- 倉庫、研究施設の建築物は長く、大きな壁面を有する場合が多く、基調色が地域の色彩環境に大きな影響を与えます。これらの施設は、暖かみのある色相が中心となっていますが、一部では寒色系の色彩が使用され、工業系市街地特有の風景となっています。
- 市内の工業施設は新旧様々であり、これらの施設は汚れや色あせしやすいため、当初の色とは異なり、薄くなったり、黒ずんだりしているものも見られます。
- 道路沿いに、低木と高木による緑豊かな緑地帯を設けることで、施設の存在感を軽減させています。
- 物流倉庫等においては、運転手からも良く見えるよう、大型の広告物が掲出されており、建築物の壁面自体が広告化されている例も多く見られます。その中にはコーポレートカラーを使った派手な色使いのものもあり、周辺景観に大きな影響を与えるものも見られます。



色彩誘導の考え方と当該地域と調和しやすい色彩の例

- 建築物の長大な壁面は、暖色系の色相とあわせ、清潔感のある高明度の寒色系（BP(青紫)、B(青)、BG(青緑)等）の色調（彩度2以下程度）などを使用し、軽快さを創出する。また、明度は4以上程度とし、圧迫感の軽減に努める。
- 工業施設等は汚れや色あせが起こりやすいため、適切な時期に塗り替えを行い、清潔さを維持することが求められる。
- 工業施設等の大規模な建築物や工作物においては、基調色に調和した同系色の補助色を効果的に使用することで、単調な壁面に変化が生まれ、より親しみやすさが感じられるようになる。また、高彩度色の多いコーポレートカラー等を使用する場合は、開口部やラインなどごく小面積のアクセントとして使用する。
- 複雑な形状で凹凸の多い貯蔵タンクや作業機械等の大規模工作物は、彩度2以下程度でやや色味のある色彩とすることにより、汚れや色あせが目立たない工夫をする。また、特定部位に補助色を効果的に用いることにより、圧迫感の軽減に努める。

【調和しやすい色彩の例】
※記号はマンセル値



色彩誘導のイメージ

【誘導前】



【誘導後】



地域別の色彩誘導⑤

地域

「さと」

色彩景観の現況

- 周辺に高い建築物がなく、山なみから離れているため、視界に占める空の割合が大きいのが特徴となっています。そのため、垂直方向に伸びる電柱等の工作物が特に目立ちます。
- 田園が広がる地域であるため、夏はG(緑)～GY(黄緑)系の色が中心ですが、秋はYR(黄赤)系の色が強まります。また冬は土の色が露出し、YR(黄赤)系の低彩度色も多く見られます。
- 住宅などの建築物は勾配屋根が多く、中・遠景では屋根面が特に目立ちます。屋根の色を高彩度色や寒色系にすると、周辺環境から突出して見え、違和感を与えるものとなります。
- 田園やその周辺に学校、公共施設、倉庫が時々見られます。これらの建築物の大きな壁面は田園景観の中でインパクトの強いものとなっています。
- 一部では立看板やのぼりが立てられ、背後の自然の緑に対し、雑多なイメージを与えます。



色彩誘導の考え方と当該地域と調和しやすい色彩の例

- 田園を中心とした視界の開けた開放的な空間となっているため、明度4以上8以下程度の明るい色彩を基調とし、暗く重いイメージとならないよう配慮する。
- 田園風景の緑などに対して、B(青)やBP(青紫)といった寒色系の色相は違和感を覚えることから、これらの色彩の使用は控え、暖色系(R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄))の彩度3以下程度の穏やかな色彩を使用し、のどかな里地里山への調和に努める。
- 周囲から突出した中規模以上の建築物については、暖色系の色相を基本とし、単調にならないよう同色相で明度差をつけるなどの工夫により、圧迫感の軽減に努める。
- 外壁面と合わせ勾配のある面が視線に入りやすい状況を意識し、屋根面は暖色系の彩度3以下程度の色彩とすることで、田園と空が見える風景との調和に配慮する。

【調和しやすい色彩の例】

※記号はマンセル値

5YR7.5/1.0

7.5YR7.0/2.0

10YR7.5/1.0

2.5Y7.5/1.5

5Y7.5/1.5

5YR6.0/2.0

7.5YR6.0/2.0

10YR7.0/3.0

2.5Y7.0/2.0

5Y7.0/1.5

- 田園景観との調和に配慮し、低彩度色を使用した建物（栃木県）



色彩誘導のイメージ

【誘導前】



【誘導後】



項目 4 - 色彩

内容 ②突出した色彩や模様への配慮

景観形成
基準

・周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩や、複数の色を組み合わせた複雑な模様などの使用を控える。また、使用する色彩の数はできる限り少なくする。

配慮すべきポイント

周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩や、複数の色を組み合わせた複雑な模様を使用すると、周囲の景観との不調和や色彩の混乱を生じる可能性が高くなるため、背景となる自然や市街地の落ち着いたまちなみから突出しないよう、類似性のある明度や彩度の色彩を使用するなどの工夫により、地域の景観にとけ込むようにします。

《ポイント》

- 高彩度の色彩の使用を控え、地域の景観要素に配慮した色彩を使用する。
- 山なみや田園を背景とする地域では、極端な高明度、低明度の色彩の使用は控える。
- 市街地では、暗く重い印象となりやすい低明度の色彩の使用は控える。
- 使用する色彩の数はできる限り少なくする。
- 大きな壁面等で、複数の色を組み合わせた複雑な模様（斑模様や水玉模様等）を表示することは控える。

ガイドライン

配慮事例等

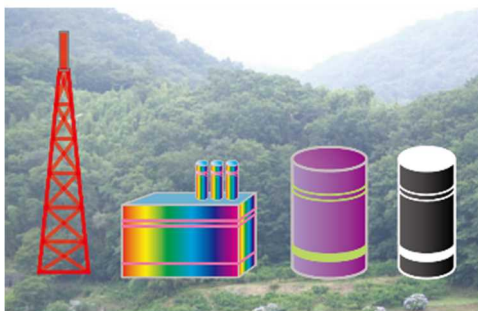
○背景や周辺のまちなみに配慮したイメージ



背景の田園風景から目立つ極端な高彩度色、高明度色、低明度色を使用したイメージ



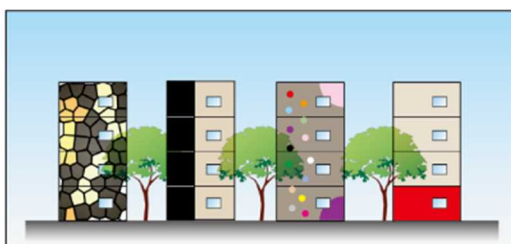
背景の田園風景やまちなみの連続性に配慮し、同色相の色彩を使用したイメージ



背景の山なみから目立つ極端な高彩度色、高明度色、低明度色を使用したイメージ



背景の山なみに配慮した色彩を使用したイメージ



複雑な模様や多くの色、高彩度色、低明度色を使用したイメージ



色数を抑えつつ、同色相の色を使い分けることで、市街地のまちなみの連続性に配慮したイメージ

項目	4 - 色彩	内容	③補助色やアクセント色への配慮
----	--------	----	-----------------

景観形成 基準	・ 補助色やアクセント色を使用する場合は、施設全体の色彩との調和に配慮しつつ、小面積で効果的な活用となるよう工夫する。
------------	---

配慮すべきポイント	周辺のまちなみや基調となる色彩とのバランス感を保ち、使用する部位や範囲、配色などに配慮しながら、地域の特性やその必要に応じて補助色やアクセント色を使用します。 《ポイント》 ■基調色を補助する役割で使用する補助色は、「まち」の地域に限り使用できる。 ■補助色は、基調色とのバランスに配慮しつつ、外壁各面の1/5以下で使用し、建物等の表情に変化や動きを付ける等で使用する。 ■補助色は、基調となる色彩と同色相のものを使用し、適切な明度差によりまとまりのある配色となるよう工夫する。その際は、機能や部位、建物等の意匠や形態を活かした配色とする。 ■アクセント色は、建物等の基調色とのバランスに配慮し、低層部に小面積（外壁各面の1/20以下）で使用する。 ■アクセント色はシンプルなものとし、複数の色の使用を極力控える。
	○中高層の建物で低層部を落ち着いた色彩とし、上部は同色相で明度を上げることでまとまりのある配色とした建物（東京都） ○明度差をつけたボーダーラインで外壁を構成するとともに、一部同系色のアクセント色（屋外階段への扉部分）を用いた建物（東京都） ○基調となる色彩と同色相の補助色を用いて壁面を分割し、外観の表情に変化をつけた建物（伊勢原市） ○店舗部分ににぎわいをを持たせるため、黄系のアクセント色を使用した建物（神奈川県）

ガイドライン

配慮事例等

伊勢原市景観計画 景観形成基準 別表1～3（使用できる色彩）

伊勢原市景観計画では、景観形成基準「4 色彩」において適合することとされている「使用できる色彩」について、以下の別表1～3のとおり定めています。景観ガイドライン「4-①地域の色彩との調和（P20 参照）」に示す地域の色彩環境への調和を図るとともに、下表に示す基準との適合について確認してください。

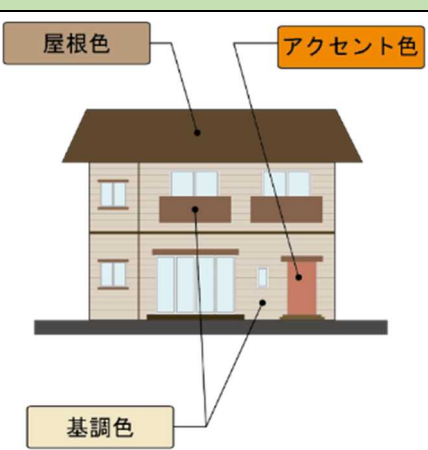
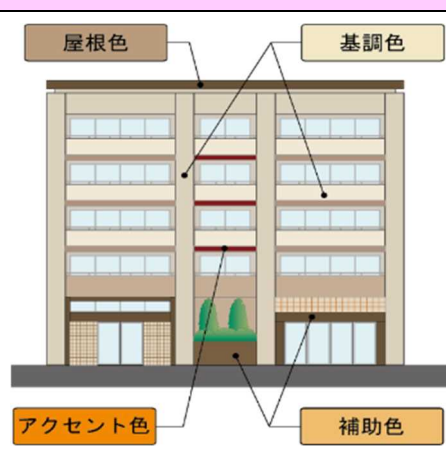
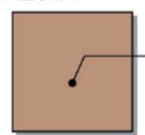
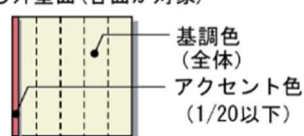
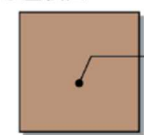
■別表1：色彩の区分と使用許容割合

色彩の区分			地域別の色彩の使用許容割合（面積比）	
			「やま」「おか」「さと」（市街化調整区域）	「まち」（市街化区域）
外壁色（工作物の表面を含む）	基調色	建築物等の基本となる色彩で、建築物等全体の色のイメージを与えるもの	全体	外壁各面の4/5以上
	補助色	建築物等の外壁面に一定割合で使用することで、建築物等の表情（デザイン）に変化を与えるもの	—	外壁各面の1/5以下
	アクセント色	ごく小面積で使用することで、アクセントを与えるもの	外壁各面の1/20以下	
	屋根色	建築物等で外壁に次いで大きな面積を占め、眺望にも影響を与えるもの	全体	

※「まち」の地域では、「補助色+アクセント色 ≤ 外壁各面の1/5」としてください。

※アクセント色については、別表2、3の「使用できる色彩の範囲」は適用されません。

※伊勢原大山インターチェンジ周辺の市街化区域に該当する地域については、「まち」（市街化区域）の区分の色彩の使用許容割合を適用します。

地域区分	「やま」「おか」「さと」の地域 （市街化調整区域）	「まち」の地域 （市街化区域）
色彩の区分 （イメージ）		
使用許容割合 （面積比）	○屋根面  屋根色（全体） ○外壁面（各面が対象）  基調色（全体） アクセント色（1/20以下）	○屋根面  屋根色（全体） ○外壁面（各面が対象）  基調色（4/5以上） 補助色（1/5以下） アクセント色（1/20以下） ※補助色+アクセント色 ≤ 外壁各面の1/5

※地域区分については、「地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針図（P5）」をご確認ください。

■別表２：使用できる色彩の範囲／「まち」の地域（市街化区域）

対象地域	適用箇所		色 相	明 度	彩 度
「まち」 (市街化区域)	外壁色 (工作物の表面を含む)	基調色	OR～10Y	2 以上	6 以下
			上記以外		3 以下
		補助色	OR～10Y	—	6 以下
			上記以外		3 以下
	屋根色		OR～10Y	6 以下	6 以下
			上記以外		3 以下

※表色系については、景観計画 P21 をご確認ください。

■別表３：使用できる色彩の範囲／「やま」「おか」「さと」の地域（市街化調整区域）

対象地域	適用箇所		色 相	明 度	彩 度
「やま」「おか」 「さと」 (市街化調整区域)	外壁色 (工作物の表面を含む)	基調色	OR～10Y	2 以上 9 未満	4 以下
			上記以外		1 以下
	屋根色		OR～10Y	6 以下	6 以下
			上記以外		3 以下

※表色系については、景観計画 P22 をご確認ください。

使用することが認められる色彩について

- ・他の法令などに基づいて定められた基準や指針などがある場合
- ・自然素材や地域の伝統的な素材などを使用する場合
- ・工作物の表面で使用する色彩で、機能上やむを得ないケースで使用する場合
- ・着色していないガラスなどを使用する場合
- ・地域の核となる施設などで周囲の景観に配慮している場合

※上記のケースにおいても市との協議が必要になります。

【参考：色の表現について】

『マンセル値とは・・・』

本ガイドラインでは、色を表現する際に、多くの人が共有できる客観的な尺度として、日本工業規格（JIS）の標準色としても利用されている「マンセル表色系」を用います。

マンセル表色系は、1つの色を「色相」「明度」「彩度」といった3つの属性で表すものであり、これによって「濃い赤」や「淡い赤」といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

■色相（しきそう）

「色合い」を10の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットと数字で表す。

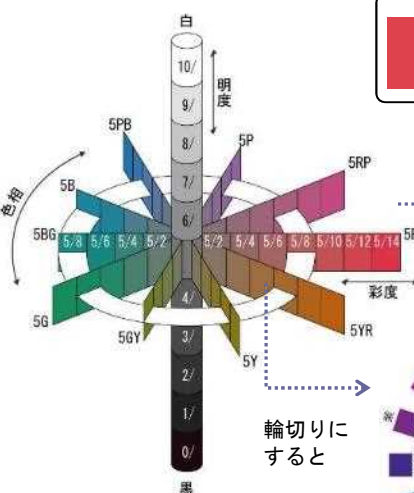
■明度（めいど）

「明るさの度合い」を0から10の数字で表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

■彩度（さいど）

「鮮やかさの度合い」を数字で表す。鮮やかな色彩ほど数値は大きくなるが、その最大値は色相によって異なる。

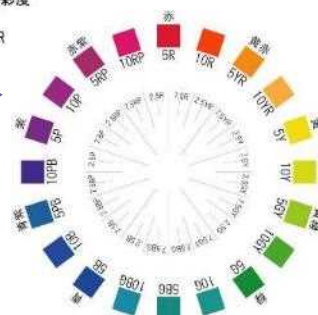
《色立体》



《マンセル値》

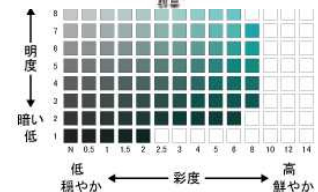
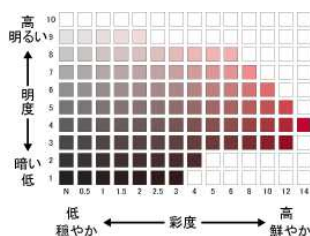
5 あーる	5 の 14
5 R	5 / 14
色相	明度 彩度

《色相環》



輪切りにすると

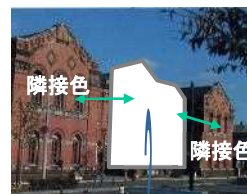
《明度と彩度》



『色彩を考えるに当たっては・・・』

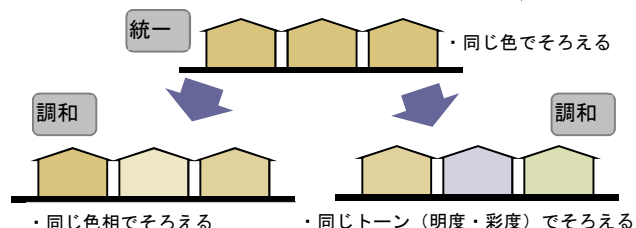
○色の対比

自然の風景やまちなみの色となる「背景色」や隣の対象物（建築物、広告物等）の色となる「隣接色」との色の対比関係を考えることで、自然の中やまちなみにおいて建築物や工作物の色を考える手がかりとなります。



○色の調和

同一色で統一されたまちなみは整然としていますが、単調なイメージを与えます。地域や地区の色彩特性との調和に配慮しつつ、ある程度自由に色を選択できるよう幅を持たせることで、まちなみの連続性や秩序が保たれたなかで、適度な変化をもたせることが可能になります。



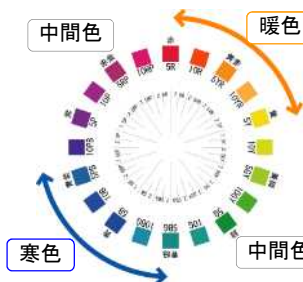
○色の温度感と重量感

人は色から様々な印象を受けますが、中でも「温度感」に関するものが一般的に知られています。温かいイメージを与える「暖色」は、色相環のR（赤）～Y（黄）系統の色相を指し、反対の冷たいイメージを与える「寒色」は、BG（青緑）～BP（青紫）系統の色相を指します。

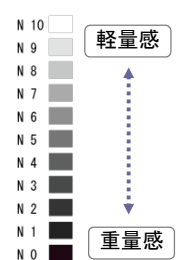
その他にも「重量感」に関するものもあり、例えば明度が高い「白色」は軽いイメージ、逆に明度が低い「黒色」は重たいイメージを与えます。

このように色には、見て感じる共通の「感情」があるため、これらの印象を意識して、選択していく必要があります。

色の与える温度感



色の与える重量感



項目	5-緑化・外構等	内容	①敷地・沿道緑化への配慮
----	----------	----	--------------

景観形成 基準	・周辺の緑との一体的・連続的な空間の創出に努め、道路などの公共空間から見える場所を中心に、周囲に潤いを与える効果的な緑化を行う。
------------	--

ガイドライン	配慮すべきポイント	まちなみに潤いを与え、魅力を高めるため、自然の緑や街路樹、隣接地の緑との一体感や連続性を確保していくとともに、樹木の配置は、緑に囲まれた景観を形成するため、通りからの視線に配慮します。 《ポイント》 ■緑化は道路など公共空間から見える場所を中心に行う。 ■沿道部における緑のつながりを生かすとともに、植栽に変化を持たせながら、まちなみを演出する。 ■沿道部からの視線を意識して地上部の連続だけでなく、縦（上下）の緑の連続も意識する。
	配慮事例等	○街路樹と調和した生垣が連続した住宅地のまちなみ（栃木県） ○低木と高木の植栽の変化によるまちなみの演出（千葉県） ○街路樹と敷地内の樹木が一体となった並木道（東京都） ○まちなみに潤いを与える緑の連続する空間の創出のイメージ

項目	5-緑化・外構等	内容	②良好な既存樹木への配慮
----	----------	----	--------------

景観形成基準	・生育の良好な既存樹木がある場合には、修景に生かすよう努める。
--------	---------------------------------

ガイドライン	配慮すべきポイント	敷地内に樹容に優れた樹木がある場合は、その樹木をできるかぎり修景に生かせるよう建築物などの配置を検討し、保全及び活用を図ります。 《ポイント》 ■樹容に優れた樹木は、修景としての活用に努める。 ■樹容に優れた樹木と一体となった樹林がある場合は、その樹林も含めた保全・活用に努める。 ■周囲のまとまりのある緑との連続性とその植生に配慮した緑化を図る。
	配慮事例等	○建物の配置を検討して樹容に優れた樹木を保全、活用する整備イメージ 樹木の保全を考慮せず多くの樹木が失われる可能性がある計画 樹容に優れた樹木の保全、修景に活用した計画 ○樹容に優れた樹木と一体となった樹林を保全・活用するイメージ 樹容に優れた樹木 樹容に優れた樹木のみを保全する場合は、景観特性が損なわれないか検討する。 周囲の樹林も可能な限り一体的に保全することで、景観形成効果が高まる。 ○周囲のまとまりある緑との連続性に配慮した敷地内の植栽イメージ 緑のまとまり 建物 道 周囲のまとまりある緑に配慮した植栽

項目	5-緑化・外構等	内容	③敷地境界部への配慮
----	----------	----	------------

景観形成 基準	・ 垣又は柵を設置する場合は、できる限り透過性のある素材を使用し、設置高さ、視線の抜けなどに配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。
------------	--

配慮すべきポイント	道路や公共空間と接する敷地境界部では、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えることがないよう緑化に努め、視線の抜けを意識した素材の使用などによってその軽減を図ります。 《ポイント》 ■境界部の垣や柵等を設置する場合は、圧迫感の軽減のため、設置高さに配慮する。 ■公共空間との境界部では、ブロック塀や透過性のないフェンスなどの使用は控える。 ■沿道の緑に溶け込みやすい、こげ茶系の色彩のフェンス等を使用する。 ■道路境界部を積極的に緑化することで、緑豊かな潤い空間の演出に努める。
	○緑化により潤い空間を演出 (埼玉県) ○道路から塀などを後退して設置し、植栽することで歩行者への圧迫感や閉鎖感を軽減 (埼玉県)

ガイドライン	○歩行者からの視線を意識し、垣・柵の設置高さを抑えつつ、緑化により圧迫感を軽減 垣の高さを抑え、上部の緑化により圧迫感を軽減したイメージ 垣の高さを抑え、敷地内の緑化により圧迫感を軽減したイメージ
	○茶系の透過性のあるフェンスと植栽でプライバシーを確保しつつ、圧迫感を軽減 (千葉県)

項目	5-緑化・外構等	内容	④駐車場や屋外設備などへの配慮
----	----------	----	-----------------

景観形成基準

・ 駐車場や自転車置場、ごみ置場、屋外設備などを設置する場合は、道路など公共空間からの見え方やまちなみの連続性を分断しないよう配慮する。

配慮すべきポイント

屋外駐車場や自転車置場等は、まちなみの連続性を分断せずに、安全や防犯上に支障のない範囲で緑化し、周辺の景観との調和を図ります。

また、公共空間から見える位置に設置するごみ置場や屋外設備などは、緑化や修景、目隠しなどの工夫を行い、周囲の景観に違和感を与えないようにします。

《ポイント》

- 屋外駐車場や自転車置場は、敷地周囲の緑化により、通りから見た雰囲気のを和らげる工夫をする。
- 屋外駐車場や自転車置場は、建物の背後など道路から目に付きにくい位置への配置に努める。
- ごみ置場や屋外設備などを設置する場合は、周囲の景観や建物のデザインに配慮しつつ緑化や修景などにより、目隠しなどの工夫を施す。
- 屋外駐車場の出入口は、まちなみの分断要素とならないように、可能な限りその集約に努める。

ガイドライン

配慮事例等

○ 敷地周囲の緑化により、通りから見た雰囲気を和らげる工夫をした屋外駐車場（富山県）



○ 歩行者からの目線にも配慮し、境界部のデザインにあわせた素材や色彩で目隠しした屋外設備（千葉県）



○ 落ち着いた色合いの塀で目隠しし、塀の手前を緑化することで通りからの見え方に配慮したごみ置場（伊勢原市）



○ 歩行者からの目線を意識して、木調の目隠しの設置や緑化により通りから見た雰囲気を和らげた自転車置場（神奈川県）



項目	6-造成等	内容	①地形との調和
----	-------	----	---------

景観形成
基準

- ・地形の改変は必要最小限とし、開発に伴って生じる法面は、できる限り緩やかな勾配とする。

配慮すべきポイント

地域の景観特性である自然の地形を生かした土地利用に努め、地域の景観との一体感や連続性を創出します。

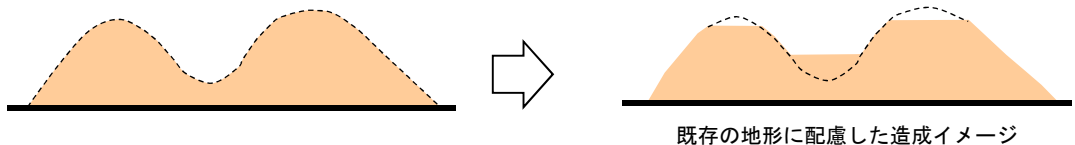
《ポイント》

- 既存の地形を生かし、大幅な改変を控えるよう努める。
- 切り土や盛土を工夫し、自然地形との調和を図る。
- 造成後は、自然の植生ができる限り早く回復するよう工夫する。

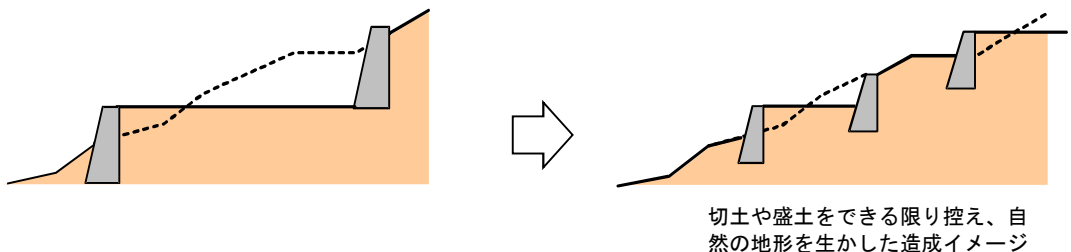
ガイドライン

配慮事例等

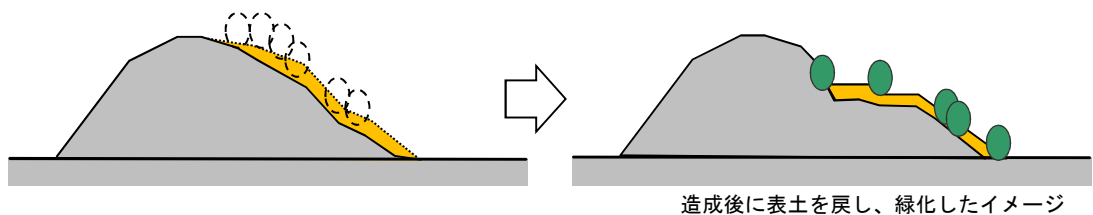
- 自然の地形を考慮した宅盤を設定し、地形の改変を抑えた造成のイメージ



- 自然の地形を生かして階段状にした造成のイメージ



- 造成後にのり面をできる限り緩やかな勾配とし、植物が生育しやすい環境を整備するイメージ



項目	6-造成等	内容	②擁壁デザインへの配慮
----	-------	----	-------------

景観形成基準

- ・擁壁は、勾配のあるものの使用や化粧仕上げ、前面の緑化等の工夫により圧迫感の軽減に努める。ただし、道路などの公共空間から容易に望見されることのないものである場合は、この限りではない。

配慮すべきポイント

擁壁は、構造や表面の形態、面積などにより、周辺の景観に与える印象が大きく変わります。このため、擁壁を設置する場合は、自然の地形を生かすなどの工夫により、できる限り大規模なものとならないようにします。

形態や仕上げにおいては、周辺環境との調和や圧迫感の軽減などの配慮を行い、コンクリート擁壁では表面の仕上げなどの工夫をします。

また、石材などの自然素材の活用を検討します。

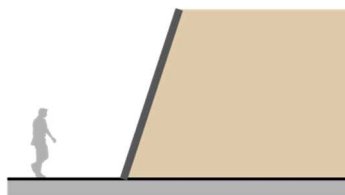
《ポイント》

- 圧迫感を軽減するため、形状を工夫する。
- 擁壁の表面仕上げについては、無機質な印象となるコンクリート擁壁等の使用は控え、周辺環境との調和に配慮しつつ、石などの伝統的な素材の活用や凹凸感のある素材の活用などにより豊かな表情となるよう工夫する。

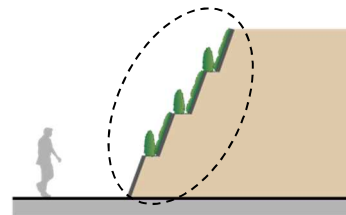
ガイドライン

配慮事例等

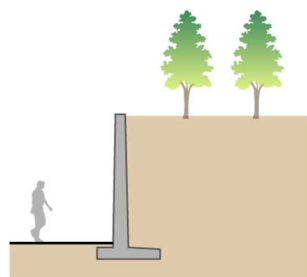
○擁壁の分割・高さ抑制による圧迫感軽減のイメージ



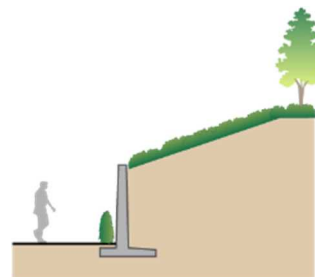
大規模な擁壁は圧迫感を与える



大規模な擁壁の分割と緑化により圧迫感を軽減する



直線的で高さのある擁壁は圧迫感を与える



法面と組み合わせて高さの抑制と、緑化により圧迫感を軽減する

○擁壁の高さを抑えつつ、緑化を図り、凹凸感のある素材で動きのある擁壁（神奈川県）



○化粧ブロックにより表情を和らげる工夫を行った擁壁（栃木県）



【参考：擁壁について】

■法面と擁壁を組み合わせることで圧迫感を軽減させている例

- ・擁壁の高さを抑えつつ、法面への緑化を行うことで、圧迫感の軽減とあわせて周囲の景観の調和への配慮につながります。



■自然石や凹凸感などの表情豊かな素材を活用している例

- ・無機質で冷たい印象を与えやすいコンクリート擁壁等の使用をできるだけ控え、石など自然の伝統的素材を活用することで、表情豊かな擁壁デザインとなります。また、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合は、凹凸感のある素材や化粧型枠の使用、植栽を行うことで、表情豊かな印象につながります。



■緑化により柔らかい印象を与えている例

- ・擁壁に植栽を組み込むことで、柔らかい表情となり、暖かみのある印象につながります。



■擁壁の分割により圧迫感を軽減した例

- ・長大な擁壁を分割するとともに、植栽と組み合わせることで圧迫感の軽減につながります。



項目	7-土石等の堆積	内容	①堆積方法などへの配慮
----	----------	----	-------------

景観形成
基準

・堆積物は整然と積み上げ、極力周辺から見えにくい高さ・配置とする。

配慮すべきポイント

屋外における土石等の堆積は、周辺環境への圧迫感や威圧感を軽減するため、できる限り高さを抑え、整然とした堆積を工夫し、周囲の景観との調和を図ります。

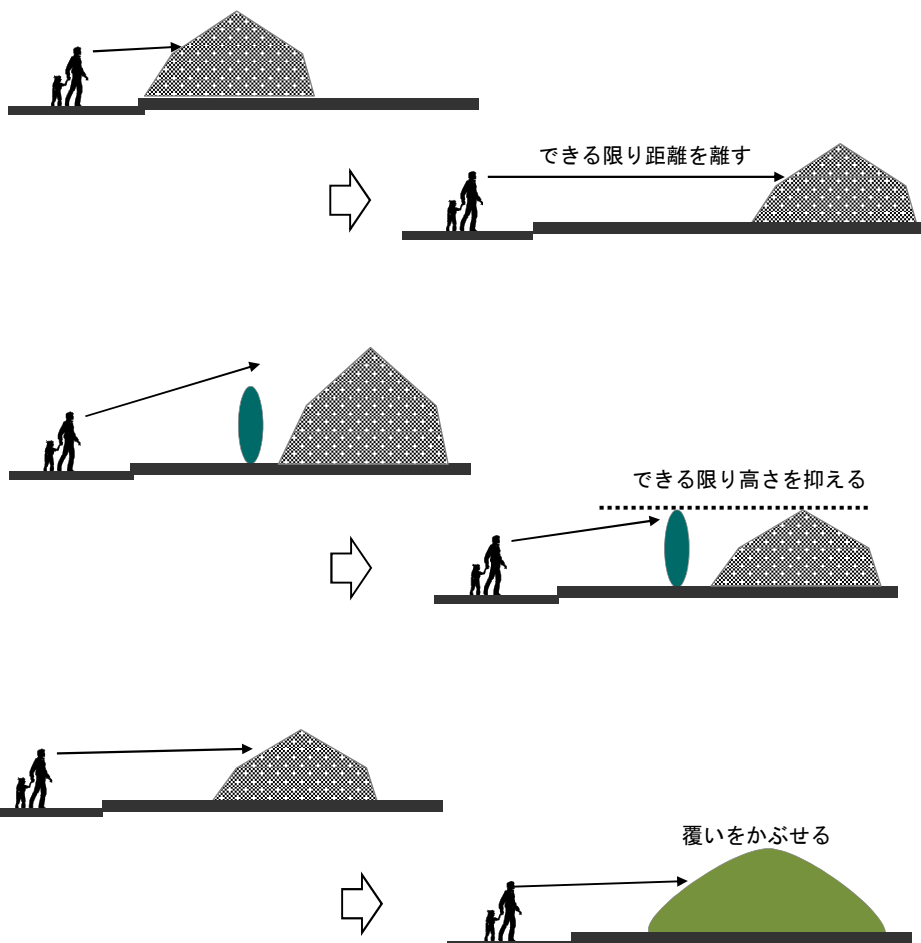
《ポイント》

- 雑然とならないよう、整然とした集積、貯蔵に努める。
- 堆積場所を道路や隣地からできるだけ離すよう配慮する。
- 周辺の景観を阻害し、圧迫感を与えないよう、堆積する高さはなるべく低くする。
- 堆積物などはむき出しにならないよう覆いをかけるなどの工夫をする。

ガイドライン

配慮事例等

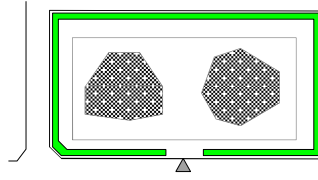
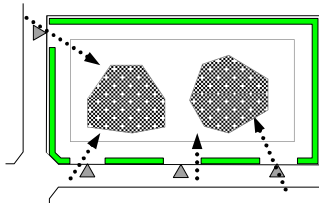
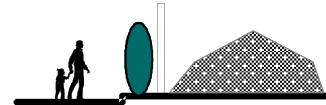
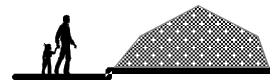
○周辺から見えにくい堆積方法のイメージ



項目	7-土石等の堆積	内容	②行為地の遮へいへの配慮
----	----------	----	--------------

景観形成 基準	・ 周辺の景観を阻害しないように配慮するとともに、周囲を適切に修景する。
------------	--------------------------------------

配慮すべきポイント	屋外における土石等の堆積は、緑化や塀の設置により、周囲の遮へいに努め、出入口を少なくするなど、周辺環境との調和に努めます。 《ポイント》 ■ 周囲に植栽や生垣、塀などを設置し、周辺から堆積物などが見えないように工夫する。 ■ 出入口をできる限り集約する。
	○ 道路境界部の植栽による遮へい（富山県） ○ 堆積物などを植栽などで目隠したイメージ 植栽と塀による目隠し 連続した中高木による目隠し ○ 出入口を集約化したイメージ 出入口を交差点部などの見通しの良い場所への設置を控えて集約化



項目	8-その他	内容	①-a 広告物の形態や色彩への配慮
----	-------	----	-------------------

景観形成基準

- ・ 広告物は、まちなみと調和するよう配置や形状を工夫するとともに、周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩の使用を控える。また、建築物本体と一体的に計画するなど見え方を工夫する。

配慮すべきポイント

《ポイント》

- 周辺環境との調和に配慮し、すっきりと際立たせるような表現や色彩とする。
- できる限り使用する色数を少なくし、基調となる表示面には高彩度の色彩の使用を控える。
- C I（コーポレート・アイデンティティ）カラーを用いる場合は、地域の景観特性との調和に配慮し、使用方法を工夫する。
- 中心市街地や商業地では、まちなみと調和したデザインを工夫するとともに、「にぎわい」などの演出にも配慮する。
- 自然や歴史・文化が景観特性となる場所では、高彩度、高明度の色彩の使用を控えるとともに、自然素材の使用などの工夫を行う。

ガイドライン

配慮事例等

○ 見やすく洗練されたデザインの広告物（群馬県）



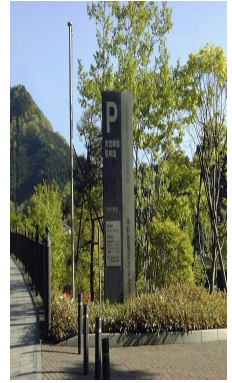
○ 店舗のファサードデザインのアクセントとなっている広告物（東京都）



○ 自然素材を使用した広告物（兵庫県）



○ 茶系の低彩度、低明度色を使用し、周囲の自然景観と調和した広告物（栃木県）



○ 自然が景観特性となる場所での広告物の掲出イメージ



派手な色彩の使用や形状が統一されずに雑然と掲出された広告物のイメージ



色数を抑え、形状を統一することで、周囲の自然景観に調和した広告物のイメージ

○ 多色使いや板面の高彩度色の使用を控えた広告物のイメージ



色を反転し、板面の色を外壁色に調和させたイメージ



色数の使用を抑えたイメージ

項目	8-その他	内容	①-b 広告物の掲出方法への配慮
----	-------	----	------------------

**景観形成
基準**

- ・ 広告物は、まちなみと調和するよう配置や形状を工夫するとともに、周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩の使用を控える。また、建築物本体と一体的に計画するなど見え方を工夫する。

配慮すべきポイント
《ポイント》

- 雑然とした印象とならないよう、複数の広告などをできる限りまとめて掲出する。
- 歩行者への圧迫感がないよう、位置や高さ、規模などを工夫する。

ガイドライン
配慮事例等

- 複数の情報を集約し、すっきりとしたデザインとした建植広告物（東京都）



- 観光施設の情報を集約し、地域の景観特性に配慮しデザイン上の工夫をした建植広告物（大分県）



- 道路から離し、シンプルな形態及び意匠とした建植広告物（群馬県）



- 高さを抑え、圧迫感を軽減した沿道サービス型店舗の建植広告物（群馬県）



項目	8-その他	内容	①-c 本体と広告物の調和
----	-------	----	---------------

景観形成基準

- ・ 広告物は、まちなみと調和するよう配置や形状を工夫するとともに、周囲の景観から極端に目立つ彩度や明度の色彩の使用を控える。また、建築物本体と一体的に計画するなど見え方を工夫する。

配慮すべきポイント

施設に付帯する屋外広告物は、建物の一部と捉え、スカイラインなど周囲のまちなみとの調和や建物と一体となるデザインにより、整った美しいまちなみが創出されるよう配置や形状の工夫をします。

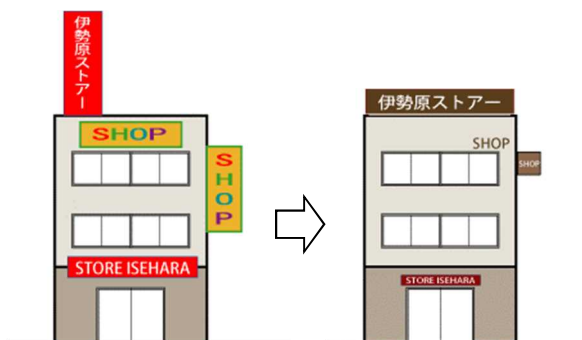
《ポイント》

- 壁面広告は、外壁面のデザインと一体的な配置・形状となるよう工夫する。
- 壁面より突出する広告物は、窓枠や階高とのバランスに配慮し、集約化を図るなど規則的な配置となるよう工夫する。
- 屋上広告は、まちなみのスカイライン及び建物と調和した規模・形状となるよう工夫する。

ガイドライン

配慮事例等

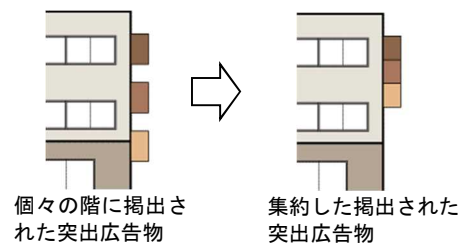
○ 規模・形状を工夫し、建物と調和する色彩の使用に努め掲出された広告物のイメージ



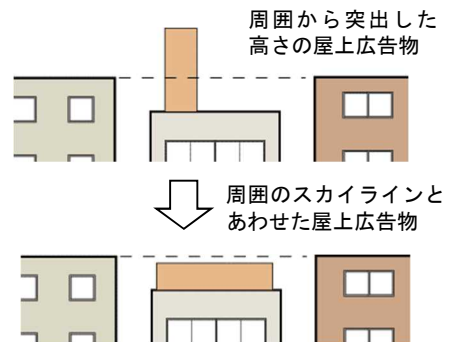
規模・形状の工夫や色彩の配慮をしないで掲出された広告物のイメージ

建物やまちなみとの調和に配慮して掲出された広告物のイメージ

○ 集約化して掲出された突出広告物のイメージ



○ スカイラインに配慮し、高さを抑えて掲出した屋上広告物のイメージ



○ 建物のデザインや色彩との調和に配慮し、切り文字を採用した壁面広告物（富山県）



○ 建物の形状、隣接する建物との高さの調和に配慮した屋上広告物（群馬県）



項目	8-その他	内容	②照明への配慮
----	-------	----	---------

**景観形成
基準**

- ・ 広告物は、商業地を除き光の拡散や点滅するネオン、液晶パネル等の使用を控える。
- ・ 照明施設は、光量や光源の向きなど、周辺環境に与える影響に配慮する。

配慮すべきポイント

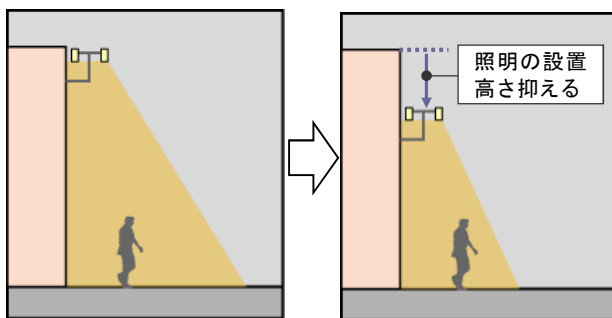
過度に明るい光や、必要以上の範囲まで照らす照明、動きや点滅を伴う照明（ネオン、映像使用など）は、歩行者や生活者などが不快と感じることもあるため、照明の光量や向きなどについて、周辺環境に十分配慮し、地域の景観特性に配慮した夜景景観を演出する照明方法を工夫します。

《ポイント》

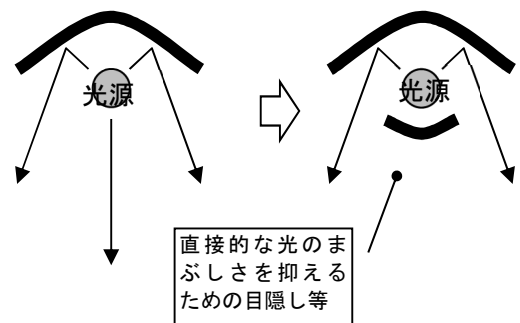
- 歩行者や生活者がまぶしさを感じないよう照明方法を工夫する。
- 光が拡散しないよう下向きを基本とし、必要な対象のみを照らすよう工夫する。
- 過剰な照明を控え、ライトアップや光のデコレーションにより、効果的な夜間景観の演出を工夫する。

ガイドライン
配慮事例等

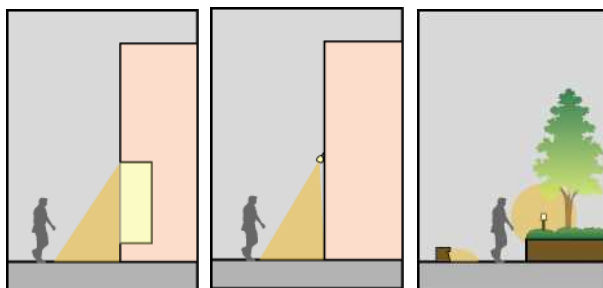
○ 過剰な照明とならないよう照明の設置高さや向きを工夫したイメージ



○ 眩しさを軽減するため、光源を隠した照明のイメージ



○ 照明方法や場所による夜間景観の演出イメージ



店舗のショーウィンドウによるあかり

外照式のあかり

外構との組み合わせ・フットライトによるあかり

○ 光量や照明場所を工夫し、ショーウィンドウの照明などとのバランスにより夜間景観を演出（東京都）



【参考：照明の色の持つイメージについて】

『照明と色温度の関係とは・・・』

- ・様々な場面で利用される照明ですが、光源の温度によって見え方が異なります。
建物や広告物などに照明を活用する際は、その温度による見え方のイメージを知ること、地域の特性に応じた光源を選択して、良好な夜間景観の演出につながります。
※色温度とは、光源の光色を示す数値で単位は K（ケルビン）です。
- ・色温度の高い光源は青白く見えるため涼しさやシャープさを感じさせることから都会的なイメージを与え、照明として利用した場合には青・緑系のものが強調されて見える。
- ・色温度が低い光源は赤っぽく見えるため、暖かみや柔らかさを感じさせることから、住宅地での使用に適しており、照明として利用した場合には赤橙色のものが強調されて見える。

色温度と照明の光源色のイメージ



【参考：自動販売機と周囲の景観について】

『自動販売機と景観とは・・・』

- ・公共空間や道路から見やすい位置に数多く設置される自動販売機ですが、C I カラーや文字などの装飾等により、周囲の景観によっては目立つ存在になることがあります。
- ・木製や周囲の景観と調和した素材の囲うことで目隠しとしての役割と同時に柔らかな印象を与えます。
- ・業務・商業地とは異なり、山なみや田園、歴史・文化的な地区、住宅地などでは背景や周囲の建物と調和した色彩とすることで、周囲のまちなみに溶け込みます。



自動販売機の修景のイメージ



周囲と調和した色彩としたイメージ

【参照】：清涼飲料自販機協議会では、「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン（2006年1月）」を作成しており、広告物は必要最小限の貼付とし、外観は推奨される色彩などが定められ、周辺景観との調和を図ることを目的としています。

- ① 適用対象は「景観法に基づく景観計画区域に指定された地域」であり、条例により自販機の色に対して、周囲の景観との調和が求められている場合に限り適用
- ② 特に、自治体において具体的景観計画（自販機も対象になっている場合）が検討されている際に、指定される色彩の検討対象として紹介するものです。※このカラーリングは、業界団体全体での推奨カラーです。
- ③ 上記①の景観計画区域以外の地域は、各社のコーポレートカラーを尊重するものであります。

外観に推奨される色彩
マンセル値【5Y7.5/1.5】

（社）日本塗料工業会 2009 年
E 版塗料用標準色 E25-75C に
相当する色

参照：清涼飲料自販機協議会 HP

【参考：太陽光発電設備（太陽光パネル）について】

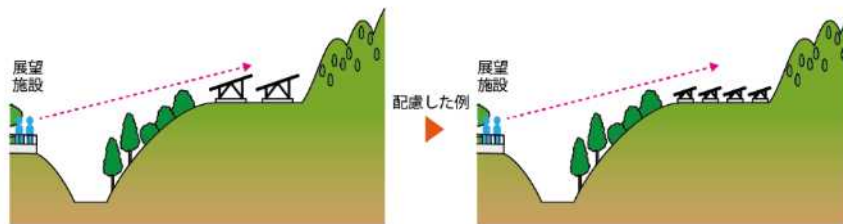
○主な確認事項

設置による 影響への検討が 特に必要な場所	事業区域の周辺に、展望地や展望台、眺望の良い峠、野外レクリエーション地や観光道路上で眺望の良い場所等の主要な眺望点がある。
	事業区域の周辺に、名勝、重要文化的景観、文化遺産・自然遺産、国立公園等の自然公園、国や地方公共団体の定める景観資源等がある。

必要な対策	アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮したものとする。
	周辺景観との調和に配慮してアレイを配置する。
	敷地境界から距離（バッファゾーン）をとってアレイを配置する。
	敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。
	周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。
	既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にする。

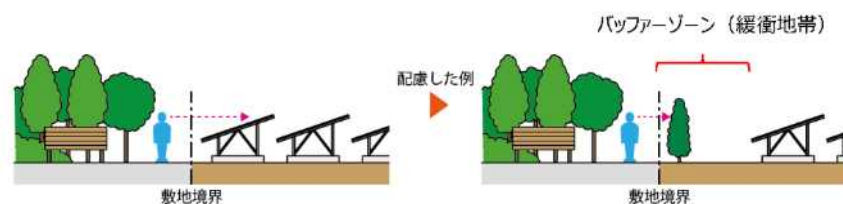
■アレイの高さについて配慮した例（イメージ）

- ・周辺景観との調和に配慮して、アレイの高さを抑えたり、アレイを配置したりすることが重要です。



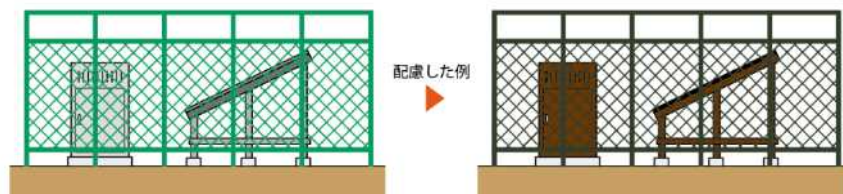
■敷地境界部から距離をとってアレイを配置し、境界部に植栽を施した例（イメージ）

- ・歩行者等への景観に配慮して、敷地境界から距離をとったアレイの配置や、敷地境界周辺の緑化、既存の植栽の保存などの工夫をすることが重要です。



■付帯設備等の色彩に配慮した例（イメージ）

- ・周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮することも効果的です。



注) 太陽光パネル（太陽電池モジュール）の配置及び規模、アレイ面の傾斜角度、アレイ面の最低高さ等は、「電気設備の技術基準の解釈（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）」において標準仕様が示されています。

※太陽光発電の環境配慮ガイドラインより抜粋（令和2年3月／環境省）